

答 申 第 3 4 7 号
平成 2 3 年 8 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 5 月 2 7 日付け障第 8 4 6 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成 2 2 年 4 月 3 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 3 月 9 日付け障第
3 6 1 1 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年3月9日付け障第3611号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示しない理由に「開示請求に係る行政文書を保有していないため」と掲げているが、これは明らかな虚偽である。
- (2) 異議申立人の今回の情報公開請求に対し、東葛飾障害者相談センターの職員は「口頭の説明で御理解できないでしょうか」と異議申立人に迫ってきた。「口頭で」説明できるものであれば、書面で開示しても何ら差し支えがない。
- (3) 実施機関は、異議申立人の開示請求によって、ある特定の業者との癒着の構図が暴露されるのをおそれて、意図的に公文書を不存在としたのである。
- (4) 実施機関と業者間で注文生産に関して、何らかのメモでも密約でも、何らかの情報は残っているはずである。
- (5) 実施機関は、「そもそもAA-76のみの特注は行っていない」と主張するが、失当である。機種購入のための機種等選定理由書の（4）形式名称等において、明確に「携帯用聴力検査機（据え置き型オーディオメーター「AA-76」を携帯用に特注する）」と記載している。また、機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書にも「AA-76を特注」と記載している。これらから「AA-76」のみを特注したことは明らかである。
- (6) 実施機関は「AA-76」のみの特注を行っていないと主張するなら、機種等選定理由書及び機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書との整合性をどのように説明するのか。実施機関の「そもそもAA-76のみの特注は行っていない」との認識自体、行政として著しい幼稚性の高い認識力と、極めて低レベルな行政運営をしていることが強く推認される。
- (7) 機種等選定理由書等の選定理由において「AA-76」以外の機種では携帯用ケースの特注はできないとの趣旨の説明をしている。随意契約の理由の趣旨が正しいとするなら、理由説明書の主張は全くの虚偽であり、機種等選定理由書及び機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書と整合性の取れない主張をしている。
- (8) 実施機関は高額の予算を投入して携帯用ケースを特注しているのだから、それらに関する設計図書等の行政文書が存在しないことは不自然である。
- (9) 実施機関は、行政文書不開示決定を取り消して、事実を隠蔽することなく開示請

求に係る行政文書を開示すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求について

異議申立人は、平成22年1月26日付けで、「別紙記載の健康福祉部（中央障害者相談センター等の担当部署）が入手した携帯用聴力検査機オーディオメーターの特注したAA76の特注した設計書、特注指示書、千葉県側で業者側に示した特注の内容を具体的に示した一切の公文書」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に係る行政文書開示請求書に添付されていた別紙は、実施機関の内部組織である健康福祉部に設けられた健康福祉部機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会が、健康福祉部障害福祉課長から依頼された機種選定についての意見を決定し、当該意見の内容を平成18年2月24日付け健福機委選審第59号により健康福祉部障害福祉課長に通知したものである。

2 本件請求に係る決定について

(1) 実施機関は、本件請求に係る行政文書として、平成18年2月24日付け健福機委選審第59号に記録されている携帯用聴力検査機オーディオメーターに係る支出負担行為支出伝票及び添付書類並びに機種等選定・委託事業等指名業者選定依頼書（以下「部分開示文書」という。）を特定し、平成22年2月22日付け障第3335号及び平成22年2月24日付け東障第581号の2で行政文書部分開示決定を行っている。

(2) 当該行政文書部分開示決定を受けた異議申立人から、オーディオメーターAA76本体の特注に係る設計書や特注指示書についても開示を求めた行政文書開示請求である旨の申出があったことから、再度検討した後、携帯用聴力検査機オーディオメーター（AA76）の本体を特注した設計書及び特注指示書（以下「本件文書」という。）も本件請求に係る行政文書に含まれると判断した上で、本件文書を保有していないことから本件決定を行っている。

3 本件請求に係る行政文書の保有について

(1) 実施機関は、携帯用聴力検査機（携帯用オーディオメーター）一式として、オーディオメーターAA76、遮音カップ取付け及び携帯用特注ケースを発注したものである。

(2) これらは、一連一体のものとして特注したものであり、オーディオメーターAA76本体を特別仕様としたものではない。したがって、異議申立人が求めている本件文書を作成したことはなく本件文書は存在しない。

(3) 実施機関は、本件請求に対して部分開示文書を特定し行政文書部分開示決定を行っており、部分開示文書以外に異議申立人が存在を主張する本件文書は保有していない。

(4) よって、本件文書を保有していないことを理由に本件決定を行ったものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件請求に係る行政文書としてオーディオメーターAA76本体を特注

した設計書及び特注指示書が存在する旨主張しているが、そもそもオーディオメータ A A 7 6 のみの特注は行っていないので、異議申立人が存在を主張する文書は存在しない。

なお、異議申立人が主張する携帯用特注ケースに係る設計図書等については、平成 1 8 年 2 月 2 4 日付け健福機委選審第 5 9 号に記録されている携帯用聴力検査機オーディオメータに係る支出負担行為支出伝票及び添付書類中に確認できるものはなく、また、異議申立ての提起があったことから、再度検索しているが部分開示文書以外に本件請求に係る行政文書を実施機関では保有していない。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに部分開示文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第 3 の 1 及び 2 のとおりである。

2 本件請求に係る行政文書の保有について

(1) 本件請求に係る行政文書について、実施機関は、部分開示文書を特定し、平成 2 2 年 2 月 2 2 日付け障第 3 3 3 5 号及び平成 2 2 年 2 月 2 4 日付け東障第 5 8 1 号の 2 で行政文書部分開示決定を行ったところ、異議申立人から本件請求に係る行政文書として特定されていないものがある旨の指摘を受け、再検討の後、本件文書を特定の上、本件決定を行っていることが認められる。

(2) 当審査会で平成 1 8 年 2 月 2 4 日付け健福機委選審第 5 9 号に記録されている携帯用聴力検査機オーディオメータに係る支出負担行為支出伝票及び添付書類を確認したところ、実施機関は携帯用聴力検査機一式として物品を購入する契約を締結しており、当該契約は、オーディオメータ A A 7 6、遮音カップ取付け及び携帯用特注ケースを一連一体のものとして購入する契約であると認められ、機種等選定理由書及び機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書に記録されている「特注」とは、遮音カップ取付け及び携帯用特注ケースを聴力検査機に付加することで携帯用聴力検査機とすることであり、オーディオメータ A A 7 6 本体の性能を特別に注文する契約ではないと認められる。

また、平成 1 8 年 2 月 2 4 日付け健福機委選審第 5 9 号に記録されている携帯用聴力検査機オーディオメータに係る支出負担行為支出伝票及び添付書類に記録されている契約の内容を覆す特段の事情も認められない。

したがって、オーディオメータ A A 7 6 本体を特別仕様とした契約ではないことから、実施機関は異議申立人が開示を求めている本件文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 当審査会として、実施機関に対し、改めて本件請求に係る行政文書を探索させたところ、部分開示文書以外の平成 1 8 年 2 月 2 4 日付け健福機委選審第 5 9 号に記録されている携帯用聴力検査機オーディオメータの特注に係る文書は保有していないとのことであった。

また、事務局職員をして実施機関の事務室及び書庫を確認させたところ、部分開

示文書以外に本件請求に係る行政文書は確認できなかった。

(4) したがって、実施機関が本件文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 5. 27	諮問書の受理
22. 7. 9	実施機関の理由説明書の受理
22. 8. 19	審査請求人の意見書の受理
23. 4. 26	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 5. 31	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年5月31日現在)